障害者支援施設あさひ園
生活介護事業（単独）　料金表

令和８年６月現在

１．　介護給付費給付サービスに関する利用料金（１日あたり）

生活介護にかかる料金
施設利用料自己負担
介護給付費給付（A）　（単位／日）

障害支援区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
生活介護サービス費						
８時間以上９時間未満	607	607	660	730	1027	1353
７時間以上８時間未満	545	545	598	669	966	1291
６時間以上７時間未満	532	532	583	652	941	1258

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×１０.１８円（１単位当たりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０％が代理受領額、１０％が自己負担額となります。

各種加算（B）
（基準に定めた職員配置等を実施した場合加算されます体制加算と実績に応じたその他加算がございます。体制加算は当月の職員体制により加算が変更になります。　令和８年６月現在　　部が対象です。）

加算種類	内容	金額
人員配置体制加算（Ⅰ）	常勤換算による職員数が利用者数を１.５で除した人数以上である際にいただく費用です	321 単位／日
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取り組みを行っている場合にいただく費用です	所定単位数×9.7%
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤で配置された職員のうち、介護福祉士等が 35%以上配置された際にいただく費用です	１５単位／日
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	生活支援員のうち常勤の割合が７５％以上である、または常勤生活支援員のうち３年以上従事している者が３０％である際にいただく費用です	６単位／日
初期加算	利用開始日より３０日以内の期間についていただく費用です	３０単位／日
リハビリテーション加算Ⅰ・Ⅱ	リハビリ担当職員が計画を作成、実施した際にいただく費用です	４８または２０単位／日
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合にいただく費用です	30 単位／日
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）	看護職員を常勤換算で１人以上配置している際にいただく費用です	28 単位/日

入浴支援加算	医療的ケアが必要な方や重症心身障害者に対し入浴支援を行った際にいただく費用です。	80 単位／日
喀痰吸引等実施加算	喀痰吸引等の実施の為に必要な知識・技能を修得した職員が喀痰吸引等を行った際にいただく費用です。	30 単位／日

★ 加算の他に基準に達しない場合の減算もございます。
★ 今後もサービス提供体制に変更がある場合は、都度料金表差し替えにて同意とさせていただきます。
★ 各種加算は職員配置状況により変更される場合がございます。予めご了承下さい。

※利用者負担の減免について　〔利用者負担に関する月額上限〕
１ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般２	一般１以外の課税世帯	３７,２００円
一般１	市町村民税課税世帯（年収概ね６００万以下） ※施設入所者で課税世帯は一般２となる	９,３００円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
生活保護	生活保護受給世帯	０円

２．食費に関する利用料金

自己負担額　（単位：円／日）

食事提供体制加算	食費（昼食）		自己負担額計（C）
	食費	食材料費	
加算非該当	470	270	470
加算該当			165

３．その他サービスに関する実費負担利用料金（D）　（単位：円）

項目	料金	備考
美容（カット）	2,000	
理容（カットのみ）	2,000	顔そり追加の場合は＋５００
理容（顔そりのみ）	1500	
入浴	600	入浴支援加算対象者は徴収しません。
特別な食事（出前他）日用品等	実費	クリーニング代、外出時食事代等

☆　利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

４．利用料金合計
月額利用料金は、介護給付サービスにかかる利用料金（Ａ・Ｂ）、食費に関する利用料金（Ｃ）、その他サービスに関する実費負担利用料金（Ｄ）の合計額となります。